

議案第24号

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年9月9日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

令和3年4月1日より、母子父子家庭等医療費助成制度の助成対象者を変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第　　号

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

勝山市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>勝山市母子父子家庭<u>等</u>医療費の助成に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、母子父子家庭<u>等</u>に係る医療費の一部を助成することにより、その健康の安定と向上を図り、もって母子父子家庭<u>等</u>の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「母子父子家庭<u>等</u>」とは、母子家庭、<u>父</u>子家庭<u>及び寡婦家庭</u>をいい、その意義は次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>寡婦家庭</u>とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第4項に規定する寡婦及び配偶者と死別又は離別し婚姻をしていない女子若しくは配偶者が1年以上生死不明、法</p>	<p>勝山市母子父子家庭<u>__</u>医療費の助成に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、母子父子家庭__に係る医療費の一部を助成することにより、その健康の安定と向上を図り、もって母子父子家庭__の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「母子父子家庭__」とは、母子家庭<u>及び</u>父<u>子家庭</u>____をいい、その意義は次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) __</p>

令による拘禁又は1年以上遺棄されている女子で他に同居している者がいない家庭をいう。

2~5 (略)

6 この条例において「協力医療機関」とは、母子父子家庭等に対する医療を行った場合、当該医療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提供する等の協力をする医療機関をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例による医療費の助成(以下「助成」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、当市に住所を有する母子父子家庭等の母、父及び児童(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条及び第134条に定める学校に在学している児童については、当市に住所を有しない者を含む。)並びに一人暮らしの寡婦であって、かつ、被保険者等であるものとする。ただし、ドメスティックバイオレンス(配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)被害者で住民票が異動できない場合は、事実上の住所により助成対象とする。

2 (略)

(助成対象者の制限)

第5条 第3条に規定する助成対象者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 助成対象者の前年の所得及びこれらの者の民法(明治29年法律第

2~5 (略)

6 この条例において「協力医療機関」とは、母子父子家庭等に対する医療を行った場合、当該医療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提供する等の協力をする医療機関をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例による医療費の助成(以下「助成」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、当市に住所を有する母子父子家庭等の母、父及び児童(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条及び第134条に定める学校に在学している児童については、当市に住所を有しない者を含む。)並びに一人暮らしの寡婦であって、かつ、被保険者等であるものとする。ただし、ドメスティックバイオレンス(配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)被害者で住民票が異動できない場合は、事実上の住所により助成対象とする。

2 (略)

(助成対象者の制限)

第5条 第3条に規定する助成対象者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 助成対象者の前年の所得及びこれらの者の民法(明治29年法律第

89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、その者と生計を同じくする者の前年の所得(1月から10月までの医療費に係る一部負担金については前々年の所得(ただし、平成31年8月から10月までは前年の所得))が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に定める所得制限基準額を超えていないこと。

(2) (略)

(助成金の支給)

第6条 市長は、助成対象者が母子父子家庭等に係る保険給付が行われた場合には、その負担すべき一部負担金の額(次項に定める場合を除く。)を助成金として支給する。ただし、規約又は定款により附加給付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。)を控除した額とする。

2 市長は、助成対象者が母子父子家庭等に係る医療の給付に要した費用を勝山市に納付しなければならない場合で、規則で定めるときは、前項の支給されるべき助成金の額をもって相殺することができる。

3 市長は、協力医療機関の情報に基づき国保連または支払基金から請求があった場合には、第1項に規定する助成金を申請受給者に代わり当該医療機関に支払うことができる。

89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、その者と生計を同じくする者の前年の所得(1月から10月までの医療費に係る一部負担金については前々年の所得(ただし、令和元年8月から10月までは前年の所得))が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に定める所得制限基準額を超えていないこと。

(2) (略)

(助成金の支給)

第6条 市長は、助成対象者が母子父子家庭等に係る保険給付が行われた場合には、その負担すべき一部負担金の額(次項に定める場合を除く。)を助成金として支給する。ただし、規約又は定款により附加給付を受ける場合、又は社会保険各法以外の法令の規定により医療費の給付を受ける場合の助成金の額は、一部負担金の額から当該給付を受ける額(他の法令の規定により医療費の給付を受けることにより、当該法令の規定による負担金を支払う場合は、当該給付を受けた医療費の額からこの負担金の額を控除する。)を控除した額とする。

2 市長は、助成対象者が母子父子家庭等に係る医療の給付に要した費用を勝山市に納付しなければならない場合で、規則で定めるときは、前項の支給されるべき助成金の額をもって相殺することができる。

3 市長は、協力医療機関の情報に基づき国保連又は支払基金から請求があった場合には、第1項に規定する助成金を申請受給者に代わり当該医療機関に支払うことができる。

<p>4 (略) (助成金の返還)</p> <p>第8条 市長は、偽りその他の不正な行為により、母子父子家庭等医療費の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>	<p>4 (略) (助成金の返還)</p> <p>第8条 市長は、偽りその他の不正な行為により、母子父子家庭等医療費の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、当該保険給付の事由が発生したものに係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例の一部改正)

3 勝山市重度障害児(者)医療費の助成に関する条例（平成8年勝山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

　第3条第3項第3号中「勝山市母子父子家庭等医療費」を「勝山市母子父子家庭医療費」に改める。

(勝山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

4 勝山市子ども医療費の助成に関する条例（平成8年勝山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

　第3条第2項第3号中「勝山市母子父子家庭等医療費」を「勝山市母子父子家庭医療費」に改める。

(勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部改正)

5 勝山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年勝山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の項中「勝山市母子父子家庭等医療費」を「勝山市母子父子家庭医療費」に改める。